

## 住民基本台帳の一部の写しの閲覧について

### 閲覧できる場合

平成 18 年 11 月 1 日に改正住民基本台帳法が施行され、これまで「何人でも」住民基本台帳の一部（住所及び氏名、生年月日、性別）の閲覧請求ができるとされていましたが、法施行後は閲覧できる場合が限定されることになりました。閲覧できる場合は次のとおりです。

- 1) 国又は地方公共団体の機関が閲覧する当該機関の職員、閲覧理由等を明らかにし閲覧する場合。
- 2) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、公益性が高いと認められるもの。
- 3) 公共的団体が行う地域住民の福祉向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの。  
など

### 閲覧の申出の方法等

- 1) 申出は別記様式 1（住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書）で行ってください。

※別記様式 1 の記載事項は法で明らかにすることを義務付けられた事項です。

記載もれの無いようお願いいたします。

- 2) 委託を受けて閲覧を行う場合は、受託者が申出をしてください。

ただし、閲覧事項を委託元に提供する場合は、委託者、受託者双方で共同して申し出を行ってください。この場合は、それぞれが別の閲覧申出書を提出してください。

- 3) 申出書には申出内容を証明する資料を添付してください。

主な物としては以下のものがあげられます。申出内容によって提出する資料が異なりますので、ご相談ください。

- ① 法人等の概要が分かる書類

法人登記事項証明書、定款、団体規約、事業概要（企業パンフレットなど）等

- ② 学術研究を目的とする機関等に属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査の場合、機関等の長による証明書

- ③ プライバシーマークが付与されていることを示す書類や個人情報保護方針。

- ④ 閲覧事項を、申出の利用目的以外の利用はしないことなどを規定した誓約書

（見本誓約書様式を参照）

- ⑤ 調査研究を目的とする場合、調査研究の要綱等及び調査票。

- ⑥ 委託を受けて閲覧する場合は委託を受けたことを証明する文書等。

委託契約書の写し等（国又は地方公共団体からの委託を受けた場合、委託を受けたことを証する当該機関の公文書）

- ⑦ その他、閲覧事項の利用目的を証明する書類等

## 閲覧手数料

閲覧手数料の額は 1世帯あたり 300円 です。

国又は地方公共団体が民間に委託して行う閲覧や公共的団体が行う閲覧も有料になります。

## 閲覧状況等の公表

法の規定に基づき、閲覧状況のうち次の事項を公表します。公表の時期等は年1回、毎年6月末日までに前年度分の閲覧状況を公表します。また、公表の方法は当市のホームページへの掲載及び掲示場への掲示（告示）により行います。

公表する事項

- ① 申出者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者又は管理人の氏名）
- ② 利用目的の概要
- ③ 閲覧の年月日
- ④ 閲覧に係る住民の範囲

担当部署

山形市 市民生活部 市民課 窓口サービス係

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL (023) 641-1212(代) 内線 342